

## 次世代自動車貸付要領

### (総則)

第1条 岐阜県商工・エネルギー政策課（以下「貸付者」という。）が管理する次世代自動車の貸付について必要な事項については、この要領の定めるところによる。

### (貸付の対象)

第2条 貸付の対象となる次世代自動車は、貸付者が管理及び所有する公用車とする。

2 次世代自動車の貸付の対象者は、次のとおりとする。

- 一 岐阜県内の市町村
- 二 特定非営利活動法人
- 三 その他、知事が適当と認めた団体

### (事業の内容)

第3条 次世代自動車の貸付の対象となる事業は、次に掲げる使用目的に該当する場合とする。

- 一 次のいずれかに該当する催事における展示や体験乗車等
  - イ 次世代自動車の普及啓発を目的として開催するもの
  - ロ 産業振興、環境保全を目的として開催するもの
  - ハ 岐阜県のイメージアップや広報宣伝活動を目的として開催するもの
- 二 その他県内商工業の発展、育成に寄与すると認められる事業で、知事が適当と認めるもの。

### (利用申請)

第4条 次世代自動車を借り受けようとする者は、「次世代自動車借受申請書」（様式1）を岐阜県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 知事は、第1項の規定により、次世代自動車の借受申請を受けた場合において、その内容を適当と認めた場合は、「次世代自動車貸付承認書」（様式2）を交付するものとする。

### (利用期間中の次世代自動車の管理等)

第5条 前条の貸付の承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、利用期間中の次世代自動車の保管および管理について、善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

2 借受者は、次世代自動車の借受及び返却をする際には、貸付者立会いの下「車両状態チェックシート」（様式3）による確認を行わなければならない。

- 3 借受者は、利用期間中に車両法第47条の規定により一日一回、その運行の開始前に作業点検を行わなければならない。
- 4 次世代自動車を運転する者（以下「運転者」という。）は、普通自動車免許を取得して1年以上の運転経験を有する者とする。
- 5 借受者は、借受者以外の団体及び個人に運転させる場合については、借受車両に同乗しなければならない。
- 6 借受者は、運転者に道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定を遵守させなければならない。
- 7 借受者は、次世代自動車に広告等を掲載したり改造を施してはならない。ただし、知事が認めた場合はこの限りではない。
- 8 借受者は、次世代自動車を第三者に転貸してはならない。

#### （運転等記録簿）

第6条 借受者は、貸付期間中の次世代自動車の運転状態等について、「次世代自動車運転記録簿」（様式4）を運転者に記録させ、次世代自動車の返却時に知事へ提出しなければならない。

#### （運転後の措置）

- 第7条 借受者は、次世代自動車の利用を終えたときは、当該県有自動車について車内の清掃等の保管上必要な措置を行い、現状を回復した後、当該次世代自動車の鍵を引き渡さなければならない。
- 2 借受者は、利用期間中の事業の実施状況について「次世代自動車利用実績報告書」（様式5）を作成し、速やかに知事に提出しなければならない。

#### （経費負担）

- 第8条 次世代自動車の自賠責保険料および任意保険料は、県の負担とする。
- 2 次世代自動車の利用期間中の使用料は、無料とする。
  - 3 借受者が利用期間中に行った燃料等の補給に要する費用は、借受者の負担とする。
  - 4 利用期間中の次世代自動車の破損に伴う修繕経費のうち、県が加入する任意保険による補償費を上回る部分については、借受者の負担とする。

#### （交通事故等の措置等）

- 第9条 運転者は、次世代自動車の運行中に利用期間中に道交法第72条第1項に規定する交通事故が発生したときは、同法に規定する必要な措置を講じるとともに、別に定める事故発生時のフローチャートに沿って対応しなければならない。
- 2 借受者は、利用期間中に事故が発生した場合は、直ちに知事に報告するとともに、県と

協議の上、示談交渉等の対応を行い、その賠償をしなければならない。

(雑則)

第10条 借受者は、この要領に定めのない事項については、知事に協議し、その指示を受けるものとする。

附則

この要領は、平成22年3月10日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年12月15日から施行する。

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。